

農業保険法に基づく

園芸施設共済の概要

令和7年7月

経営局保険課・保険監理官

農林水産省

【略語とその定義一覧】

略語	定義
法	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）
施行令	農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）
規則	農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）
損害認定準則	園芸施設共済損害認定準則（平成 30 年 3 月 28 日付け農林水産省告示第 658 号）
事業規程等	事業規程及び共済事業の実施に関する条例
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合	一又は二以上の都道府県の区域をその区域とする農業共済組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
特定園芸施設等	特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物
再建築価額	園芸施設共済に付した施設園芸用施設（被覆材を除く）と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額
再取得価額	園芸施設共済に付した施設園芸用施設の被覆材及び附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額
付保割合	共済価額に対する共済金額（付保割合追加特約により加えた金額を除く。）の割合
付保割合追加特約	組員等が共済金額として申し出た金額が共済価額の 100 分の 80 に相当する金額である場合に、当該金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るものを除く。）の 100 分の 10 又は 100 分の 20 に相当する金額のうち組員等が申し出た金額を加えて得た金額を共済金額とする特約
付保割合追加特約の選択割合	付保割合追加特約において、組員等が 100 分の 10 又は 100 分の 20 の中から選択した割合
小損害不填補 1 万円特約	組員等が特定園芸施設等ごとに、損害額が 3 万円（共済価額の 20 分の 1 に相当する金額が 3 万円に満たないときは、当該相当する金額）を超える場合に、その都度共済金を支払う選択をした場合に、小損害不填補の基準金額を 1 万円とする特約
共済掛金区分等	①施設内農作物を共済目的とする旨の申出の有無の別 ②撤去費用の申出の有無の別 ③復旧費用の申出の有無の別

	④特定園芸施設の被覆期間の別 ⑤施設区分 ⑥小損害不填補の基準とする金額の別 ⑦小損害不填補 1 万円特約の有無の別 ⑧事故除外方式の申出の有無の別 ⑨特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別 ⑩園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別
園芸施設基準保険金額	保険金額の 100 分の 30 に相当する金額
園芸施設基準共済金額	共済金額の 100 分の 30 に相当する金額
現地確認	損害認定準則第 1 第 1 項の規定により行う確認
画像確認	損害認定準則第 1 第 2 項の規定により行う確認

目 次

園芸施設共済制度の仕組み

1. 機構	1
2. 共済目的の種類	2
3. 加入資格者	3
4. 共済関係の成立	3
5. 共済責任期間	4
6. 共済事故	4
7. 補償の対象とする損害	5
8. 共済価額	5
9. 共済金額	7
10. 共済掛金	7
（参考）園芸施設共済掛金標準率	13
11. 共済掛金の国庫負担	15
12. 共済金の支払	16
13. 損害評価	17
14. 共済責任の分担	23
15. 共済掛金国庫負担金の処理	30
16. 農業経営収入保険と園芸施設共済との間の移行等	30
17. 共済責任期間中における特定園芸施設の増改築等に伴う異動	31
別表 1 特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率	32
別表 2 被覆材の被覆経過割合	33
別表 3 施設内農作物価額算定率	35
（参考）危険段階別共済掛金率の設定・適用について	36
（参考）共済価額・共済掛金・共済金等の事例	39

第 1 園芸施設共済制度の仕組み

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。

なお、農業経営収入保険の実施主体として設立した全国連合会は、次のような場合に農業共済事業の実施が可能であり、この場合、特定組合と同様に組合員から共済責任を負うとともに、その責任の一部を政府に保険することとなる。

- ① 特定組合又は都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合と合併したとき。
- ② 農業共済組合から農業共済事業を譲渡されたとき。
- ③ 農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、その区域内において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。
- ④ 特定組合又は都道府県連合会が、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が存しない地域において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。

(3) 事業の実施

園芸施設共済事業は、必須事業である農作物共済及び家畜共済と異なり、組合等がその地域の施設園芸農業の実態に合わせて任意に実施することとされている。

この場合、特定組合等以外の組合等が園芸施設共済事業を行うことができるのは、その属する都道府県連合会が園芸施設共済の保険事業を行う場合に限られる。

2. 共済目的の種類（法 98①④、規則 46、50、51、52）

園芸施設共済の共済目的は、(1)の特定園芸施設である。ただし、組合等が事業規程等に定めるときは、(2)の附帯施設及び(3)の施設内農作物についても特定園芸施設に併せて共済目的とすることができる。

(1) 特定園芸施設

特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうち次に掲げる施設をいう。

ア 温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設

その全体が被覆されているプラスチックハウス及びガラス室

イ 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための次の施設

(ア) 雨よけ施設及びネットハウス（以下「雨よけ施設等」という。）

(イ) 多目的ネットハウス

ただし、次に掲げる施設園芸用施設は特定園芸施設から除かれる。

ア 被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設（フレーム、トンネル等）

イ 設置面積1アール当たりの再建築価額が3万円未満の施設園芸用施設

ウ 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設のうち雨よけ施設等及び多目的ネットハウス以外の施設

(2) 附帯施設

次に掲げる施設園芸用施設であって、特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培の用に供されるものをいう。

温湿度調節施設、かん水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しゃ光施設、自動制御施設、発電施設、病虫害等防除施設、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設、栽培棚、支持物

(3) 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物をいう。ただし、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物及び育苗中の農作物は除く。

3. 加入資格者（法 20①④、104①、157、規則 8 ①、10、61）

園芸施設共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、特定園芸施設を所有し又は管理する農業者であつて、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が5アールを超えない範囲内で組合等が定款又は条例で定める面積以上の農業者である。

4. 共済関係の成立（法 115、157、規則 72⑤、153）

園芸施設共済の共済関係は、組合員等が特定園芸施設1棟ごとに園芸施設共済に付することを申込み、組合等が次に掲げる場合を除きこれを承諾することによって成立する。

(1) 特定園芸施設の所有者

ア その者が申込みの際現に所有する特定園芸施設※の全てを申し込まない場合

※所有する特定園芸施設とは、加入の申込みの際現に所有している特定園芸施設及び当初成立した共済関係に係る共済責任期間のうち最も長い共済責任期間中に所有することとなる特定園芸施設をいうものとする。

イ 共済価額が12の(1)で組合員等が申し出た小損害不填補の金額以下である場合

ウ 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される場合

エ 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難である場合

オ 通常の管理が行われず、又は行われないおそれがある場合

カ 他の損害保険等に付された特定園芸施設について、組合員等が共済関係を成立させない旨の申出をした場合

キ 既に園芸施設共済に付されている場合

ク 次表の経過年数を超える特定園芸施設について、組合員等が共済関係を成立させない旨の申出をした場合

特定園芸施設の区分	経過年数
ガラス室Ⅰ類	13 年
プラスチックハウスⅠ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの	
ガラス室Ⅱ類	35 年
プラスチックハウスⅢ類	
プラスチックハウスⅣ類甲	
プラスチックハウスⅣ類乙	
プラスチックハウスⅤ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの	
プラスチックハウスⅦ類	
プラスチックハウスⅡ類	25 年
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの	

(2) 特定園芸施設の管理者

- ア その者が、共済事故による損害について、当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていない場合
- イ 当該特定園芸施設が(1)のイ～クの事由に該当する場合

(参考) 自動継続特約

園芸施設共済の共済責任期間が終了するまでに当該組合員等から次回の園芸施設共済の申込みをしない旨の意思表示がないときは、次回の園芸施設共済の申込みがあったものとする旨の特約を付することができる。

5. 共済責任期間（法 158、規則 154）

組合等が組合員等から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間である。ただし、次に掲げる場合には、組合等が事業規程等に定めたときは1年未満とすることができる。

(1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合

(2) 当該特定園芸施設の設置期間が1年未満の場合

※特定園芸施設について、被覆・未被覆の状態にかかわらず、施設本体が設置されている期間は、共済責任期間とする。

(3) 共済責任期間中における特定園芸施設の増改築等に伴う異動（共済目的の増築、改築又は構造若しくは材質の変更並びに施設内農作物の種類の変更が生じたこと）により、現に存する共済関係の共済目的について共済関係の申込みがあった場合

6. 共済事故（法 98①、117①②、施行令 17②、規則 75）

(1) 園芸施設共済の共済事故は、次のとおり。

- ア 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- イ 火災
- ウ 破裂及び爆発
- エ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- オ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- カ 病虫害
- キ 鳥獣害

(2) 事故除外方式

- ア 組合員等の申出により、病虫害を共済事故としないことができる。
- イ 事故除外の申出は、次のいずれかの要件を満たす組合員等に限りすることができる。
 - (ア) 組合員等が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アールを下らない範囲内において組合等が事業規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。

- (イ) 病虫害による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

7. 補償の対象とする損害（法 161①、規則 156②）

園芸施設共済の補償の対象とする損害は、次のとおりである。

- (1) 共済事故により生じた特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の損害
(2) 組合等が事業規程等に定めたときは、組合員等の申出により次の費用も補償の対象とする損害とすることができる。

ア 撤去費用

共済事故の発生に伴い、特定園芸施設を撤去するのに要する費用であって、当該特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した当該特定園芸施設内の土を含む。）の搬出及び処分に要する費用

イ 復旧費用

共済事故の発生に伴い、特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設を復旧するのに要する費用

8. 共済価額（規則 156①②）

共済価額は、特定園芸施設等ごとに、組合員等の申出の内容に応じ、次により算定した金額の合計額である。

- (1) 特定園芸施設 当該特定園芸施設の共済責任期間の開始の時点における価額

- a ガラス室 …………… 再建築価額 × 時価現有率（別表 1（P 32）参照）
b プラスチックハウス …… 本体の再建築価額 × 時価現有率 + 被覆材の再取得価額
× 被覆経過割合（別表 2（P 33）参照）

- (2) 附帯施設 当該附帯施設の共済責任期間の開始の時点における価額
再取得価額 × 時価現有率

- (3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額

特定園芸施設の再建築価額（プラスチックハウスは、被覆材の再取得価額を含めたもの）
× 施設内農作物価額算定率（別表 3（P 35）参照）

※施設内農作物価額算定率は、特定園芸施設ごとの平均的な再建築価額と当該施設に栽培されている施設内農作物の平均的な生産費（第二次生産費）との相関から求め、葉菜類、果菜類及び花き類の 3 つの作物区分ごとに定めている。

なお、共済責任期間中の増改築等により特定園芸施設等の価額に増減が生じた場合でも、原則として同一共済責任期間中は共済価額の変更をしないものとする。

ただし、組合員等から増改築等後の価額に基づく補償を受けたい旨の申出があった場合は、当該増改築等後の共済価額に基づく共済掛金の払込みのあった日をもって従前の共済関係を解除し、その翌日から増改築等後の共済価額に基づく共済関係を成立させることができる。

(4) 撤去費用基準額

標準的な㎡当たり撤去費用額 × 特定園芸施設の設置面積

○標準的な㎡当たり撤去費用額

特定園芸施設の区分	㎡当たり 撤去費用額	特定園芸施設の区分	㎡当たり 撤去費用額
ガラス室Ⅰ類	1,200 円	プラスチックハウスⅢ類	880 円
ガラス室Ⅱ類		プラスチックハウスⅣ類甲	
プラスチックハウスⅠ類	290 円	プラスチックハウスⅣ類乙	
プラスチックハウスⅡ類		プラスチックハウスⅤ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上記施設区分に類するもの		プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上記施設区分に類するもの	
プラスチックハウスⅦ類			

(5) 復旧費用基準額

特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額×（100%－時価現有率）＋附帯施設の再取得価額×（100%－時価現有率）

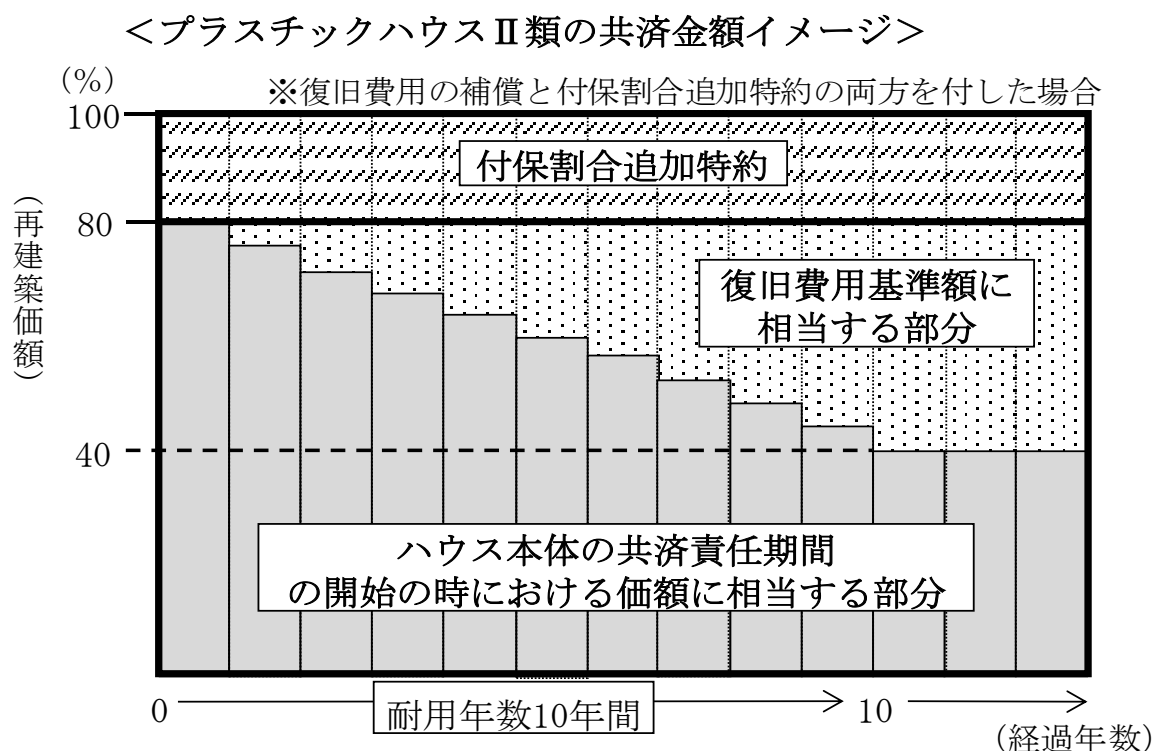
9. 共済金額（法 159、規則 155）

共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額の 100 分の 40 から 100 分の 80 の範囲内で組合員等が申し出た金額である。

ただし、組合員等が付保割合追加特約を付加したときは、共済価額の 100 分の 80 に相当する金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るものを除く。）に付保割合追加特約の選択割合を乗じて得た金額を加えた金額を共済金額とする。

なお、共済事故によって生じた損害について共済金が支払われても、同一共済責任期間中は共済金額を減額しない。

※共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。



10. 共済掛金（法 116、160、規則 73⑤⑥）

(1) 共済掛金

$$\text{共済掛金} = (\text{アからオまでの共済掛金相当額の合計}) \times \text{短期係数}$$

$$\text{ア 特定園芸施設及び附帯施設の共済掛金相当額} = (\text{ア}) + (\text{イ})$$

$$(\text{ア}) \text{ 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額} \times \text{被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金率の算定基礎率} \times \text{被覆期間割合}$$

$$(\text{イ}) \text{ 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額} \times \text{未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金率の算定基礎率} \times \text{未被覆期間割合}$$

イ 施設内農作物の共済掛金相当額

施設内農作物に係る共済金額相当額 × 施設内農作物に係る共済掛金率の算定基礎率 × 被覆期間割合

ウ 撤去費用の共済掛金相当額 = (ア) + (イ)

(ア) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の撤去費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 被覆期間割合

(イ) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の撤去費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 未被覆期間割合

エ 復旧費用の共済掛金相当額 = (ア) + (イ)

(ア) 復旧費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の復旧費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 被覆期間割合

(イ) 復旧費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の復旧費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 未被覆期間割合

オ 付保割合追加特約の共済掛金相当額 = (ア) + (イ) + (ウ)

(ア) 付保割合追加特約の特定園芸施設・附帯施設の共済掛金相当額 = a + b

a 付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率 × 被覆期間割合

b 付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率 × 未被覆期間割合

(イ) 付保割合追加特約の撤去費用の共済掛金相当額 = a + b

a 付保割合追加特約の撤去費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率 × 被覆期間割合

b 付保割合追加特約の撤去費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率 × 未被覆期間割合

(ウ) 付保割合追加特約の復旧費用の共済掛金相当額 = a + b

a 付保割合追加特約の復旧費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率 × 被覆期間割合

b 付保割合追加特約の復旧費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率 × 未被覆期間割合

※短期係数 = 共済責任期間（月数） / 12

（共済責任期間の月数に1か月未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。以下同じ。）

※共済金額相当額

= 特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用のそれぞれの共済価額 × 付保割合（付保割合追加特約の場合は、付保割合追加特約の選択割合）

※未被覆期間 = 共済責任期間（月数） - 被覆期間（月数）

(被覆期間の月数に1か月未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。以下同じ。)

※被覆期間割合 = 被覆期間(月数) / 共済責任期間(月数)

※未被覆期間割合 = 未被覆期間(月数) / 共済責任期間(月数)

(2) 共済掛金率の算定基礎率

共済掛金率の算定基礎率は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率の算定基礎率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

※基準共済掛金率(共済掛金区分等ごと及び危険段階ごと)は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率(共済掛金区分等ごと)に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去20年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3年ごとに一般に改定する。

※共済掛金区分等は、次のとおり。

a 特定園芸施設及び附帯施設

施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補1万円特約の有無の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別

b 施設内農作物

施設区分の別、事故除外の事故の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補1万円特約の有無の別及び集団加入の有無の別

c 撤去費用

施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補1万円特約の有無の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別

d 復旧費用

施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、小損害不填補1万円特約の有無の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別

※施設区分は、次の表のとおり。

施設区分	区 分 の 標 準
ガラス室Ⅰ類 (木 造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ類 (鉄 骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウスⅠ類 (木 竹)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
プラスチックハウスⅡ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
プラスチックハウスⅢ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅤ類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有するもの
プラスチックハウスⅥ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
プラスチックハウスⅦ類 (多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

(3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。

(詳細はP36を参照)

(4) 共済掛金の払込み

ア 期首（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回の支払）の共済掛金の払込期限

(ア) 共済掛金の払込期限は、組合等から加入申込みの承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内とする。

(イ) 現に存する共済関係の共済目的である特定園芸施設について継続して加入する場合は、当該現に存する共済関係の共済責任期間の終了の日の1月前から当該終了の日までの間に払い込むことで、当該共済責任期間の終了日の翌日から新たな共済責任期間を開始させることができることから、組合等はその間に組合員等に払い込ませるものとする。

(ウ) 組合等は、当該払込期限を過ぎて共済掛金の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

イ 分割支払

(ア) 組合等が事業規程等に定めたときは、次に掲げる要件の全てが備わっている場合に、共済掛金の分納ができる。ただし、当該組合員等に係る園芸施設共済の共済関係について組合員等負担共済掛金が払込期限までに払い込まれていないものがある場合は、当該申請を認めないものとする。

a その共済責任期間が1年間であること。

b 当該組合員等負担共済掛金の金額の合計額が組合等の定める金額以上であること。

c 2回目（組合等が、(イ)のaのただし書により2回の分割支払に加え12回の分割支払を認める場合にあつては、第2回目以降。以下同じ。）の払込みにつき確実な担保を供し又は保証人を立てかつ組合等の定める書類を添付していること。ただし、事業規程等で定めるところにより、組合等が当該組合員等により払い込まれるべき2回目の組合員等負担共済掛金と当該組合員等に支払うべき共済金とをもって相殺することに当該組合員等が同意する場合は、この限りでない。

(イ) 分割支払の方法は次によるものとする。

a 分納の回数は2回とする。ただし、組合員等のニーズ等を踏まえ、組合等が必要と認める場合には、12回の回数を加えることができる。

b 分割支払のそれぞれの払込額は、分割支払の回数が2回の場合にあつては、組合員等負担共済掛金の2分の1に相当する金額とし、12回の場合にあつては、12分の1に相当する金額とする。

c 払込期限（第1回目を除く。）は、分割支払の回数が2回の場合にあつては、次の（a）に掲げる日又は（b）の①若しくは②に掲げる場合に依りそれぞれに定める日とし、12回の場合にあつては、次の（c）に掲げる日又は（d）の①若しくは②に掲げる場合に依りそれぞれに定める日とする。

- (a) 共済責任期間の開始の日から起算して6月を経過する日
- (b) 次の①又は②に掲げる場合の当該各号に定める日
 - ① 共済責任期間の開始日が月の初日から15日までの日の場合
当該共済責任期間の開始日の翌日から起算して5月を経過する日の属する月の末日
 - ② 共済責任期間の開始日が月の16日から末日までの日の場合
当該共済責任期間の開始日の翌日から起算して6月を経過する日の属する月の15日
- (c) 当該共済責任期間の開始の日から起算して1か月を経過するごとの日
- (d) 次の①又は②に掲げる場合の当該各号に定める日
 - ① 共済責任期間の開始日が月の初日から15日までの日の場合
当該共済責任期間の開始日が属する月以降の各月の末日
 - ② 共済責任期間の開始日が月の16日から末日までの日の場合
当該共済責任期間の開始日が属する月の翌月以降の各月の15日
- (e) (ア) cのただし書の規定による相殺の方法は、払込期限の最も遅い組合員等負担共済掛金から順に相殺する方法とし、組合員等負担共済掛金の全額が相殺されなかった場合は、当該組合員等は、相殺されなかった金額を引き続き分割支払するものとする。

(参考)

共済掛金標準率の全国平均

(単位：％)

施設区分		小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
				特定園芸施設 及び附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸施設撤 去費用額	園芸施設 復旧費用額
ガラス室	Ⅰ類 (木造)	1万円特約有	被覆	0.399	1.397	0.607	0.398	0.168
		3万円	被覆	0.388	1.396	0.606	0.397	0.161
		10万円	被覆	0.291	1.395	0.583	0.396	0.098
		20万円	被覆	0.234	1.222	0.513	0.395	0.071
		50万円	被覆	0.143	0.177	0.176	0.394	0.037
		100万円	被覆	0.047	0.005	0.004	0.165	0.008
	Ⅱ類 (鉄骨)	1万円特約有	被覆	0.203	1.273	0.532	0.048	0.138
		3万円	被覆	0.202	1.272	0.531	0.047	0.137
		10万円	被覆	0.191	1.148	0.445	0.046	0.133
		20万円	被覆	0.180	1.005	0.380	0.045	0.125
		50万円	被覆	0.157	0.617	0.340	0.044	0.117
		100万円	被覆	0.140	0.347	0.268	0.043	0.106
プラスチックハウス	Ⅰ類 (木竹)	1万円特約有	被覆	0.950	1.600	0.553	0.081	0.469
			未被覆	0.008			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.946	1.599	0.552	0.080	0.463
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.838	1.523	0.551	0.079	0.419
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.715	1.361	0.550	0.078	0.359
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.466	0.906	0.528	0.077	0.277
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.259	0.477	0.419	0.076	0.159
			未被覆	0.003			0.003	0.003
	Ⅱ類 (パイプ)	1万円特約有	被覆	1.840	3.128	2.038	0.186	0.866
			未被覆	0.072			0.011	0.022
		3万円	被覆	1.838	3.111	2.031	0.185	0.864
			未被覆	0.039			0.008	0.018
		10万円	被覆	1.048	2.091	1.560	0.184	0.504
			未被覆	0.027			0.007	0.017
		20万円	被覆	0.605	1.176	0.997	0.183	0.314
			未被覆	0.019			0.006	0.015
		50万円	被覆	0.221	0.347	0.312	0.156	0.148
			未被覆	0.008			0.005	0.010
		100万円	被覆	0.080	0.106	0.095	0.114	0.063
			未被覆	0.004			0.003	0.004
	Ⅲ類 (鉄骨下)	1万円特約有	被覆	0.951	2.452	1.005	0.088	0.550
			未被覆	0.014			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.946	2.449	1.004	0.087	0.548
			未被覆	0.013			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.803	2.382	0.994	0.086	0.466
			未被覆	0.011			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.662	2.180	0.958	0.085	0.389
			未被覆	0.009			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.442	1.474	0.814	0.084	0.286
			未被覆	0.007			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.303	0.759	0.562	0.082	0.220
			未被覆	0.006			0.003	0.003
	Ⅳ類甲 (鉄骨中・ 軟)	1万円特約有	被覆	0.680	1.973	0.925	0.098	0.228
			未被覆	0.008			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.677	1.971	0.924	0.097	0.227
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.581	1.920	0.921	0.096	0.203
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.465	1.757	0.898	0.095	0.171
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.296	1.177	0.750	0.094	0.137
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.203	0.644	0.501	0.093	0.107
			未被覆	0.003			0.003	0.003

(単位：％)

施設区分		小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
				特定園芸施設 及び附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸施設撤 去費用額	園芸施設 復旧費用額
プラスチックハウス（続き）	Ⅳ類乙 （鉄骨中・ 硬）	1万円特約有	被覆	0.325	1.439	0.423	0.096	0.184
			未被覆	0.008			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.324	1.438	0.422	0.095	0.182
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.304	1.417	0.421	0.094	0.178
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.277	1.311	0.420	0.093	0.166
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.224	0.832	0.369	0.092	0.157
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.183	0.431	0.298	0.091	0.151
			未被覆	0.003			0.003	0.003
	Ⅴ類 （鉄骨上）	1万円特約有	被覆	0.350	2.023	0.799	0.093	0.196
			未被覆	0.008			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.349	2.022	0.798	0.092	0.195
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.323	1.983	0.786	0.091	0.194
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.291	1.878	0.770	0.090	0.192
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.232	1.441	0.721	0.089	0.190
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.181	1.027	0.610	0.088	0.189
			未被覆	0.003			0.003	0.003
	Ⅵ類 （雨よけ等）	1万円特約有	被覆	2.253	6.898	4.289	1.954	0.859
			未被覆	0.072			0.011	0.022
		3万円	被覆	2.247	6.854	4.285	1.936	0.845
			未被覆	0.039			0.008	0.018
		10万円	被覆	0.894	4.192	3.050	1.935	0.390
			未被覆	0.027			0.007	0.017
		20万円	被覆	0.528	1.829	1.625	1.934	0.277
			未被覆	0.019			0.006	0.015
		50万円	被覆	0.237	0.681	0.634	1.933	0.150
			未被覆	0.008			0.005	0.010
		100万円	被覆	0.152	0.340	0.339	1.932	0.110
			未被覆	0.004			0.003	0.004
	Ⅶ類 多目的 ネットハウス	1万円特約有	被覆	1.904	3.170	1.742	0.632	0.998
			未被覆	0.020			0.018	0.008
		3万円	被覆	1.903	3.168	1.740	0.631	0.997
			未被覆	0.019			0.013	0.007
		10万円	被覆	1.581	2.277	1.148	0.630	0.256
			未被覆	0.015			0.009	0.006
		20万円	被覆	1.242	1.829	1.147	0.629	0.176
			未被覆	0.010			0.008	0.005
		50万円	被覆	0.696	0.736	0.456	0.628	0.078
			未被覆	0.008			0.007	0.004
		100万円	被覆	0.387	0.402	0.259	0.627	0.040
			未被覆	0.007			0.006	0.003

（備考） 1. プラスチックハウスⅡ類（パイプ）のうち骨格の主要部分が 31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設又は恒常的な補強により当該施設と同等の強度を有している施設については、施設内農作物以外の共済掛金標準率を 15%割引く。

2. 集団による申込みにより園芸施設共済に加入した場合には、共済掛金標準率を 5%割引く。

11. 共済掛金の国庫負担（法 15）

国庫は、組合員等が支払うべき共済掛金のうち次に掲げる金額を負担する。

- (1) 組合員等ごと及び会計年度ごとに共済金額（復旧費用に係る共済金額相当額及び付保割合追加特約に係る共済金額相当額を除く。）の合計額が 1 億 6 千万円を超えない場合

$$\text{共済掛金国庫負担額} = (a + b + c) \times \text{短期係数} \times 1/2$$

- a 特定園芸施設・附帯施設の共済掛金相当額 = (a) + (b)

(a) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補 1 万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）× 被覆期間割合

(b) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補 1 万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）× 未被覆期間割合

- b 施設内農作物の共済掛金相当額

施設内農作物に係る共済金額相当額 × 施設内農作物に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補 1 万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）× 被覆期間割合

- c 撤去費用の共済掛金相当額 = (a) + (b)

(a) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の撤去費用に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補 1 万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）× 被覆期間割合

(b) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の撤去費用に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補 1 万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）× 未被覆期間割合

- (2) 組合員等ごと及び会計年度ごとに共済金額（復旧費用に係る共済金額相当額及び付保割合追加特約に係る共済金額相当額を除く。）の合計額が 1 億 6 千万円を超える場合

共済責任期間の開始する時の早い順（共済責任の開始する時が同じである場合は基準共済掛金算定基礎率が高い順）に順次加算した場合の 1 億 6 千万円までの共済金額の合計額について、
(1)の式により算出した金額

12. 共済金の支払（法 161）

（1）共済金の支払条件

組合等は、特定園芸施設等ごとに、共済事故による損害額が、当該組合員等が次に掲げる金額から選択した小損害不填補の基準金額を超える場合に、その都度共済金を支払う。なお、小損害不填補 1 万円特約を付加する場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額の 20 分の 1 に相当する金額が 1 万円を超えている場合に、エ又はオの金額を選択する場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額が当該選択金額を超えている場合に限る。

ア 3 万円又は共済価額の 20 分の 1 の金額。ただし、小損害不填補 1 万円特約を付加した場合は 1 万円。

イ 10 万円

ウ 20 万円

エ 50 万円

オ 100 万円

（2）共済金

支払うべき共済金は次の式により算定した金額とする。ただし、共済金の一部を免責する場合は、免責額を差し引いて得た額とする。なお、10（4）イ（ア）c のただし書の規定により相殺する場合の支払額は、相殺後の額とする。

共済金 = 損害額 × 付保割合

付保割合追加特約を付加しているときは、次の式により算定される付保割合追加特約の共済金の額を加算する。

付保割合追加特約の共済金 = 損害額（施設内農作物被害額に係るものを除く）
× 付保割合追加特約の選択割合

13. 損害評価（法 131①、172、規則 82、160、174）

(1) 組合等への損害通知

ア 事故発生通知

組合員等は、共済目的に共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。ただし、施設内農作物を共済目的としている場合にあっては、組合員等は、病虫害の徴候が確認されたときに直ちにその旨を組合等に通知しなければならない。

イ 損害通知

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次に掲げる事項を組合等に通知しなければならない。

(ア) 共済事故の種類

(イ) 共済事故の発生日月日

(ウ) 共済事故により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る棟番号及び所在地

(エ) 共済事故によって生じた損害の状況

(オ) その他被害の状況が明らかとなる事項

ウ 撤去費用又は復旧費用を補償の対象とした共済関係の取扱い

(ア) 撤去費用又は復旧費用を補償の対象とした共済関係に共済事故による損害が生じたときは、組合員等は、イの通知後、速やかに園芸施設撤去・復旧計画書に特定園芸施設の設計図（建物平面図、側面図等）及び附帯施設の仕様書等を添付して組合等に提出しなければならない。

(イ) 組合員等は、共済目的の撤去をしたときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。また、復旧をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該復旧に係る作業の実施者を組合等に通知しなければならない。

(ウ) (イ)の通知は、撤去費用又は復旧費用に係る請求書又は領収書（これらの書類の金額にかかる内訳明細等を含む。）（以下「請求書等」という。）を添えて（復旧費用に係る請求書等が存しない場合を除く。）、共済事故の発生した日から1年以内に提出しなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該通知を1年以内にすることができないときは、当該1年が経過する前に組合等の承認を受けて、3年に限り、その期間を延長することができる。また、延長した期間内に撤去又は復旧が完了する概ねの時期は定まったものの、なお組合員等の責めに帰することができない事由により当該期間内に当該通知をすることができない場合にあっては、事業規程等にその旨の定めがあるときは、その定めるところにより、当該期間をさらに延長することができる。

a 当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去又は復旧が行われる場合

b 施工業者又は復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去又は復旧が滞った場合

(2) 組合等の行う損害評価

ア 損害評価を行う者の指名

組合等は、損害評価を実施する前にその職員又は損害評価員のうちから評価担当者 1 名（特定組合等にあつては、評価担当者を 2 名以上）を指名する。

イ 現地確認

組合等は、以下に掲げる事項について現地確認を行う。

- (ア) 損害を受けた特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物が園芸施設共済に付されていること。
- (イ) 損害が共済事故によって生じたものであること。

ウ 画像確認

- (ア) 組合等は、組合員等からの損害通知が原形を失った特定園芸施設に係るものであった場合は、組合員等の希望の有無に応じて、現地確認に代えて、組合員等から提供を受けた画像により、イの事項について、画像確認を行うことができる。

なお、特定園芸施設が原形を失ったことに伴い、附帯施設又は施設内農作物についても原形を失った場合は、当該特定園芸施設の画像確認と併せて、当該附帯施設又は施設内農作物についても画像確認を行うことができる。

- (イ) ただし、組合等は、損害通知が(ア)に該当する場合であっても、提供を受けた画像に撮影年月日データが記録されていないとき、他の特定園芸施設等と併せて現地確認を行う方が効率的に損害評価を行うことができると組合等が判断したとき等は、イの現地確認を行うものとする。

エ 調査

組合等は、以下に掲げる事項について現地において（ウの画像確認を行う場合は当該画像）又は領収書その他の関係書類により調査する。

- (ア) 共済事故の種類
- (イ) 共済事故の発生年月日
- (ウ) 共済事故の原因及び経過
- (エ) 損害防止の処置の状況
- (オ) 特定園芸施設の損害程度等
- (カ) 附帯施設の種類及び損害程度等
- (キ) 施設内農作物の作物名、栽培面積及び損害程度等
- (ク) 残存物の有無及びその額
- (ケ) 賠償金等の有無及びその額
- (コ) 撤去費用額
- (サ) 復旧費用額

オ 損害額の算定及び認定

イ又はウ及びエの結果に基づき、特定園芸施設の損害程度割合等を計算し、損害評価書を作成して損害額を認定する。

損害額 = 被害額 - (残存物価額 + 賠償金等の額)

※残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物の処分価額をいう。

※賠償金等とは、損害を填補するものとして提供された金銭等（例えば損害賠償金）をいい、他人の同情的心情を現わす手段として提供された金銭（例えば見舞金）及び損害保険の保険金は含まないものとする（損害額の算定上、損害保険の保険金は調整しないが、共済金の支払は調整する）。

被害額は次により算定される金額の合計額である。

(ア) 特定園芸施設の被害額

a 全損の場合

(a) ガラス室……………ガラス室の価額

(b) プラスチックハウス……………ハウスの本体価額 + 被覆材の価額
× (1 - 自然消耗割合)

b 分損の場合

(a) ガラス室……………ガラス室の価額 × 損害割合

(b) プラスチックハウスⅡ類型及びⅡ類利用型…
(ハウスの本体価額 / 総スパン数) × 被害スパン数
+ 被覆材の価額 × (1 - 自然消耗割合) × 被覆材の損害割合

(c) プラスチックハウスⅡ類型及びⅡ類利用型以外のプラスチックハウス……
ハウスの本体価額 × 損害割合
+ 被覆材の価額 × (1 - 自然消耗割合) × 被覆材の損害割合

(イ) 附帯施設の被害額

a 全損の場合……………附帯施設の価額

b 分損の場合……………修繕費 × 時価現存率
(当該附帯施設の価額を超える場合にあっては、当該価額とする。)

(ウ) 施設内農作物の被害額

a 被害額

施設内農作物の価額 × 損害割合

ただし、同一共済責任期間中の同一回作中に2回以上の共済事故が発生した場合における2回目以降の共済事故による被害額は次のように算定する。

○事故除外しない方式の場合

(施設内農作物の価額 - 前回迄の共済事故による被害額) × 損害割合

○事故除外方式の場合

{施設内農作物の価額 - (前回迄の共済事故による被害額 + 前回迄の病虫害による被害額)} × 損害割合

b 損害割合の算出方法

共済事故による損害割合は、次の算式により算出する。

- (a) 活着期（生育期前の期間をいう。ただし、鉢物類にあっては鉢上げ後の期間に限る。）の場合

$$\text{損害割合} = 30\% \text{（全損に限る。）} \times \text{栽培割合} \times \text{調整割合}$$

（注）全損とは施設内農作物が流失、滅失、焼失若しくは埋没した場合又は当該施設内農作物を破棄するに至った場合をいう。

- (b) 生育期の場合

$$\text{損害割合} = \left[30\% + 70\% \times \frac{\text{生育経過日数（日）}}{\text{標準生育日数（日）}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \times \text{調整割合}$$

- (c) 収穫期の場合

$$\text{損害割合} = \left[100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数（日）}}{\text{標準収穫日数（日）}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \times \text{調整割合}$$

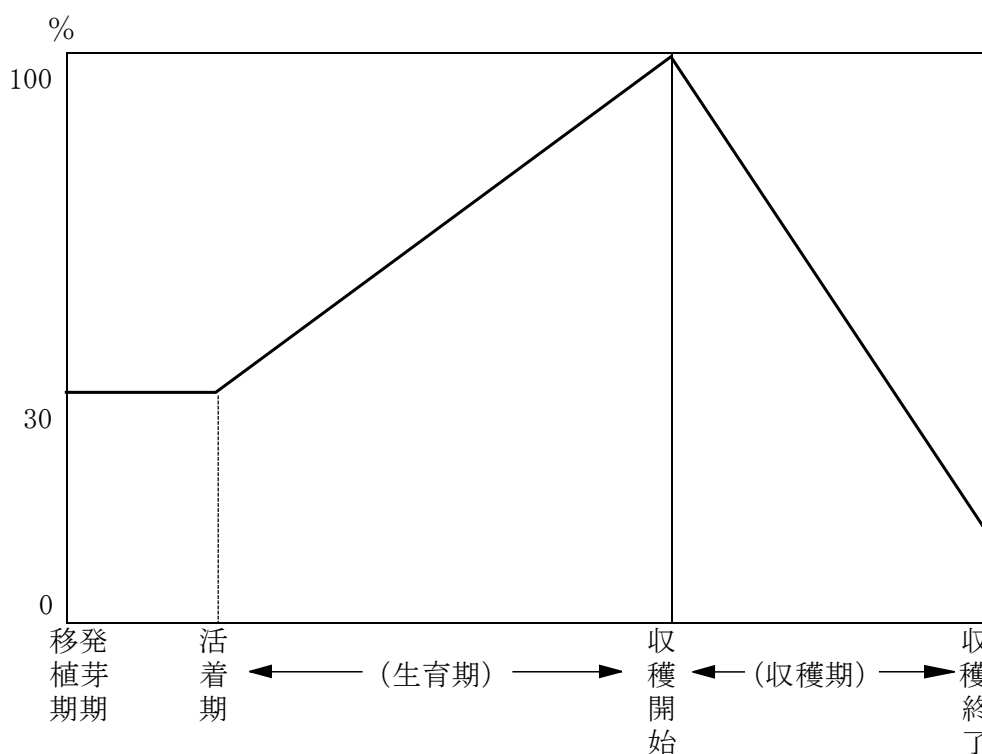
ただし、鉢物類については次式によるものとする。

$$\text{損害割合} = \left[100\% \times \frac{(\text{総鉢数} - \text{出荷鉢数})}{\text{総鉢数}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \times \text{調整割合}$$

また、事故除外方式において、共済事故に併せ病虫害による被害が発生した場合における共済事故による損害割合は、共済事故と病虫害による被害全体の損害程度割合に上記(a)から(c)までの算式を適用して算出された損害割合から、病虫害による損害程度割合に上記(a)から(c)までの算式を適用して算出される損害割合を差し引いた割合とする。

損害割合算出方法概念図（全損の例）

損害割合



c 損害割合の決定方法

損害割合は、次の手順により決定する。

① 被害発生



② 被害確認調査……………被害発生直後において見回りの方法（※注1）により、被害の種類、病虫害発生の有無を確認する。



③ 栽培面積の調査及び……………施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作物が栽培されている面積を調査する。
生育ステージの確認 生育ステージにおける被害発生時までの経過日数等を確認する。

（注）病虫害による経過日数は、徴候が確認された日の翌日から原則として7日目とする。



④ 損傷程度の調査及び決定…被害の進行が停止する時期に検見（※注1）により行う。



⑤ 損害程度割合の決定……………④で決定した損傷程度を都道府県連合会又は特定組合等の定める損害程度割合の基準を適用して決定する。



⑥ 損害割合の決定……………被害発生時までの生育ステージごとの経過日数、損害程度割合、被害発生時の栽培割合及び調整割合（※注2）をもとにして決定する。

※（注1）特定園芸施設と併せて施設内農作物についても画像確認を行うことができる場合は、見回りや検見に代えて、画像その他の必要な情報により、当該施設内農作物の損傷程度の調査を行うことができる。

※（注2）調整割合とは、施設内農作物の損害額の算定において、同一共済責任期間中に引受時点で施設内農作物の価額設定の基準となった作物の前後に栽培される作物の生産費が主要作物のそれに比べて低いと認められる場合に超過保険を防止するために適用されるものである。

(エ) 撤去費用の被害額（撤去費用額）

撤去費用の被害額は、撤去をした場合（請求書等の提出）であって、特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は当該特定園芸施設（被覆材を除く。）の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときのいずれかに該当するときに限り、廃棄物

処理業者等の撤去費用請求書等の金額により算定する。ただし、当該特定園芸施設の撤去に係る賠償金等がある場合には、これを差し引くものとする。

また、請求書等の金額が次の金額を超える場合は、次の金額とする。

- a 全損の場合……………当該特定園芸施設の撤去費用基準額（８の(4)(P 6)参照)
- b 分損の場合……………当該特定園芸施設の撤去費用基準額×損害割合

(㌥) 復旧費用の被害額（復旧費用額）

復旧費用の被害額は、次の金額とする。ただし、当該特定園芸施設又は附帯施設の復旧に係る賠償金等がある場合には、これを差し引くものとする。

a 特定園芸施設

次の(a)又は(b)の金額から、(㌥)の特定園芸施設に係る被害額を差し引いて得た金額

(a) 復旧作業の実施者が施工業者の場合

特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の金額

(b) 復旧作業の実施者が施工業者以外の場合

復旧に係る資材費等の金額＋復旧に係る労務費の金額

① 復旧に係る資材費等の金額

特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の金額のうち、労務費以外の金額

② 復旧に係る労務費の金額

特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の金額のうち、労務費の金額

ただし、当該金額が次の金額を下回る場合又は復旧費用請求書等の提出がない場合にあっては、次の金額とする。

$100 \text{ 円/m}^2 \times \text{復旧面積}$

復旧面積は、次の面積とする。

i 特定園芸施設が全損した場合

当該特定園芸施設の引受時の設置面積と復旧後の設置面積のいずれか小さい面積。

ii 特定園芸施設が分損した場合

次のいずれか小さい面積。

- ・当該特定園芸施設の引受時の設置面積×損害割合
- ・当該特定園芸施設の復旧後の設置面積－当該特定園芸施設の引受時の設置面積×（１－損害割合）

ただし、この算定結果がマイナスになる場合は、復旧面積はゼロとする。

b 附帯施設

附帯施設に係る復旧費用請求書等の金額から(㌥)の附帯施設に係る被害額を差し引いて得た金額。

- c ただし、a（附帯施設の場合はb）の金額が次の金額を超える場合は、次の金額とする。

① 全損の場合………当該特定園芸施設（又は附帯施設）の復旧費用基準額（８の（５）（Ｐ６）参照）

② 分損の場合………当該特定園芸施設（又は附帯施設）の復旧費用基準額×損害割合

(3) 都道府県連合会の行う損害評価

都道府県連合会は、原則として組合等と合同で損害評価を行うが、損害が多数発生したことにより合同して行うことができないときは、組合等が損害評価を行った共済目的を任意抽出し、これにつき現地調査を行う。その結果、組合等の損害評価における損害の取り扱い方又は損害額の決め方等に不適当な事項がある場合には、その事項を指摘し、組合等が損害評価したものの全てにつき、その指摘に係る事項を組合等に再評価させる。

なお、被害が僅少で、かつ、損害評価が容易な場合（都道府県連合会は、あらかじめ、共済目的の損傷程度等、損害評価が容易な場合について、組合等と協議しておく。）は、組合等との合同の損害評価を省略することができるものとする。

14. 共済責任の分担（法 99④⑥、100②、165、166、192、193、201、202、施行令 21②、25、30⑤⑥、35、36⑤⑥、41、規則 169、206、217、238）

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等との間に共済関係が成立したときは、３段階制の場合にあっては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、２段階制の場合にあっては、政府と特定組合等との間に保険関係が当然に成立する。

都道府県連合会と組合等との間の保険関係は、組合等と組合員等との間に成立した共済関係（１棟ごと）がそのまま保険関係となる。

都道府県連合会又は特定組合等と政府との間の再保険関係（又は保険関係）は、保険関係と同様に１棟ごとの再保険関係（又は保険関係）が結ばれるとともに、都道府県連合会又は特定組合等の事業年度ごとに、１棟ごとの保険関係（又は共済関係）に係る保険責任（又は共済責任）を一体とした再保険関係（又は保険関係）が結ばれる。

(2) 責任分担

ア ３段階制における園芸施設共済の責任分担

(ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、１棟ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 90\% \text{（又は } 80\% \text{）}$$

(イ) 保険料

$$\text{保険料} = \text{共済掛金} \times 90\% \text{（又は } 80\% \text{）}$$

(ウ) 保険金

$$\text{保険金} = \text{組合等の支払うべき共済金} \times 90\% \text{（又は } 80\% \text{）}$$

(エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会と政府の再保険関係は、1棟ごとの超過損害歩合再保険方式と年間超過損害歩合再保険方式の2つの方式の併用となる。

都道府県連合会は、次の金額を、政府の再保険に付する。

a 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式による再保険金額

再保険金額 = 保険金額の7割（園芸施設基準保険金額を超える部分）× 95%

b 年間超過損害歩合再保険方式による再保険金額

再保険金額（事業年度ごと）

=（園芸施設基準保険金額 - 園芸施設通常責任保険金額）× 95%

※園芸施設通常責任保険金額（事業年度ごと）

= 経過総保険金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設通常標準被害率

※経過総保険金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

= 保険金額 × 経過した共済責任期間 / 24

※経過した共済責任期間

= 共済責任期間は、その始期の属する月の16日に開始するものとみなす。

※危険段階別園芸施設通常標準被害率（危険段階ごと）

= 農林水産大臣が定める園芸施設通常標準被害率（共済掛金区分等ごと）

× 基準共済掛金（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※園芸施設通常標準被害率（共済掛金区分等ごと）

= 園芸施設各年被害率乙の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。

※園芸施設各年被害率乙

= 総共済金（うち園芸施設基準共済金額を超える部分の金額を除く。）に係る過去一定年間における各年の被害率

(オ) 再保険料

再保険料は、次のa及びbの金額を合計して得た金額とする。

a 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式による再保険料

再保険料 = 保険金額（共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲 × 短期係数 × 95%

※危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲（危険段階ごと）

= 再保険料基礎率甲（共済掛金区分等ごと）

× 基準共済掛金（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※再保険料基礎率甲（共済掛金区分等ごと）

= 園芸施設異常各年被害率甲を基礎として農林水産大臣が定める。

※園芸施設異常各年被害率甲

＝ 総共済金（うち園芸施設基準共済金額を超える部分の金額に限る。）に係る過去一定年間における各年の被害率

b 年間超過損害歩合再保険方式による再保険料

再保険料 ＝ 経過総保険金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙 × 95%

※危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙（危険段階ごと）

＝ 再保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）

× 基準共済掛金（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※再保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）

＝ 園芸施設異常各年被害率乙を基礎として農林水産大臣が定める。

※園芸施設異常各年被害率乙

＝ 過去一定年間における園芸施設各年被害率乙のうち園芸施設通常標準被害率を超える部分の率

(カ) 再保険金

a 1 棟ごとの超過損害歩合再保険方式による再保険金

再保険金 ＝ （保険金 － 園芸施設基準保険金額） × 95%

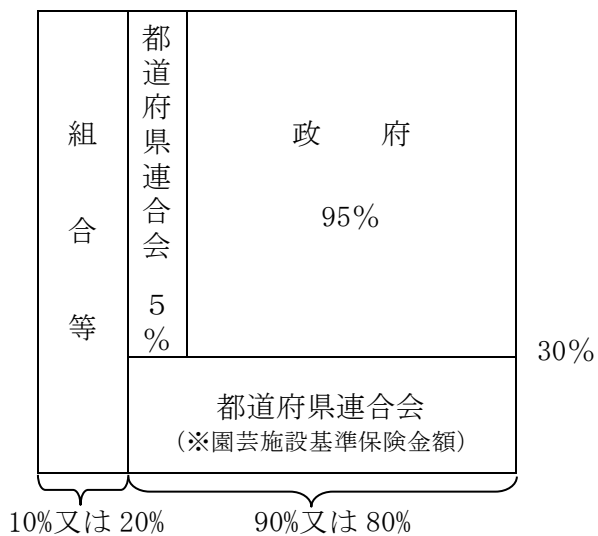
b 年間超過損害歩合再保険方式による再保険金

再保険金（事業年度ごと）

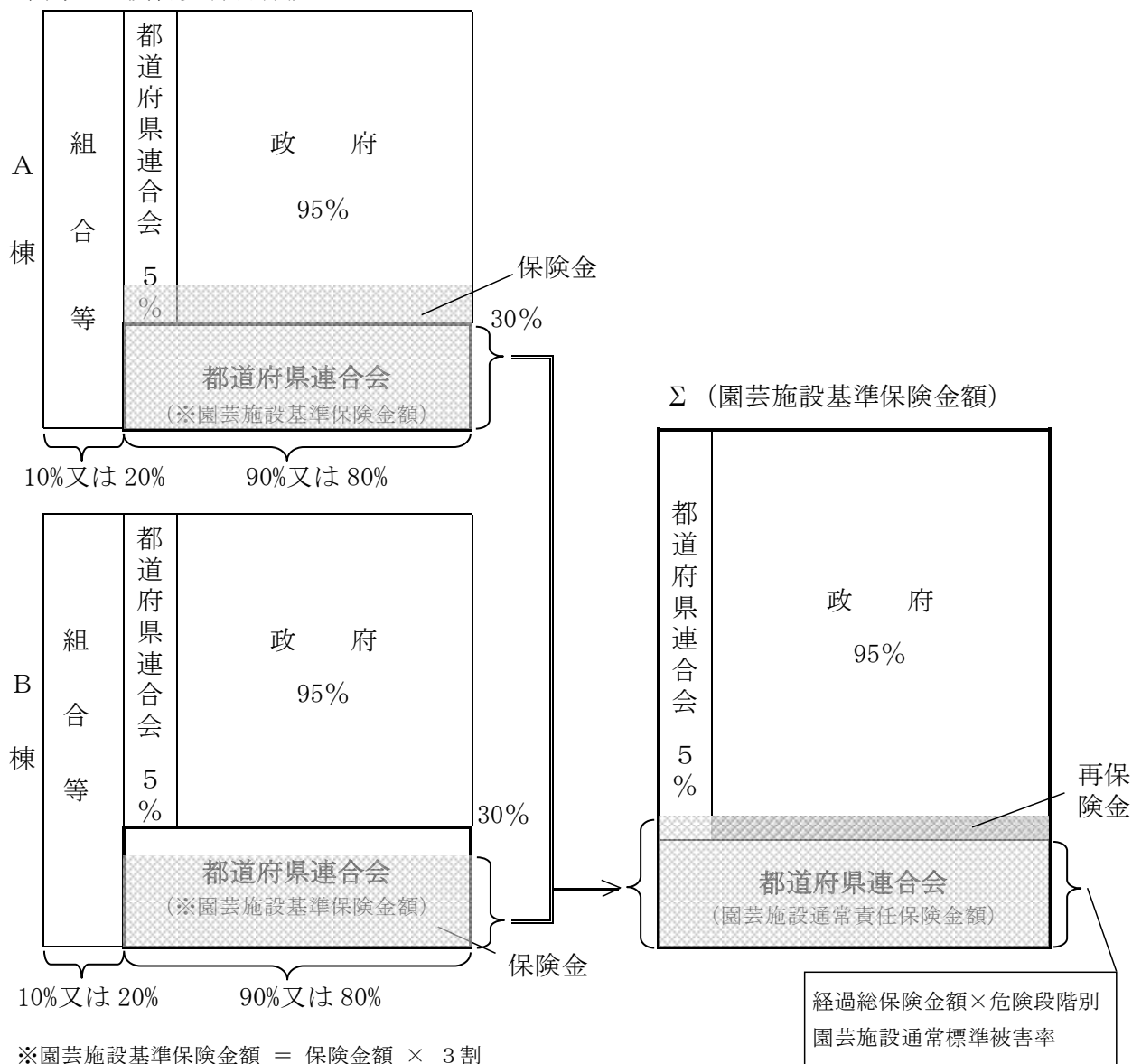
＝ （保険金（その金額が園芸施設基準保険金額を超える場合は、園芸施設基準保険金額） － 園芸施設通常責任保険金額） × 95%

責任分担図（3段階制）

＜1棟ごとの超過損害歩合再保険方式＞



＜年間超過損害歩合再保険方式＞



イ 2段階制における園芸施設共済の責任分担

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等と政府の保険関係は、1棟ごとの超過損害歩合保険方式と年間超過損害歩合保険方式の2つの方式の併用となる。

元受けである特定組合等は、次の金額を、政府の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

a 1棟ごとの超過損害歩合保険方式による保険金額

保険金額 = 共済金額の7割（園芸施設基準共済金額を超える部分）× 85.5%

b 年間超過損害歩合保険方式による保険金額

保険金額（事業年度ごと）

=（園芸施設基準共済金額 - 園芸施設通常責任共済金額）× 85.5%

※園芸施設通常責任共済金額（事業年度ごと）

= 経過総共済金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設通常標準被害率

※経過総共済金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

= 共済金額 × 経過した共済責任期間 / 24

(イ) 保険料

保険料は、次のa及びbの金額を合計して得た金額とする。

a 1棟ごとの超過損害歩合保険方式による保険料

保険料 = 共済金額（共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設保険料基礎率甲 × 短期係数 × 85.5%

※危険段階別園芸施設保険料基礎率甲（危険段階ごと）

= 保険料基礎率甲（共済掛金区分等ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※保険料基礎率甲（共済掛金区分等ごと）

= 園芸施設異常各年被害率甲を基礎として農林水産大臣が定める。

b 年間超過損害歩合保険方式による保険料

保険料（事業年度ごと）

= 経過総共済金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設保険料基礎率乙 × 85.5%

※危険段階別園芸施設保険料基礎率乙（危険段階ごと）

= 保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）

= 園芸施設異常各年被害率乙を基礎として農林水産大臣が定める。

(ウ) 保険金

a 1棟ごとの超過損害歩合保険方式による保険金

$$\text{保険金} = (\text{共済金} - \text{園芸施設基準共済金額}) \times 85.5\%$$

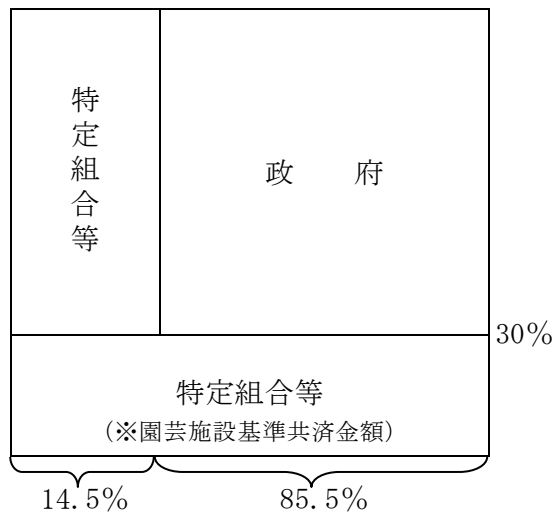
b 年間超過損害歩合保険方式による保険金

保険金（事業年度ごと）

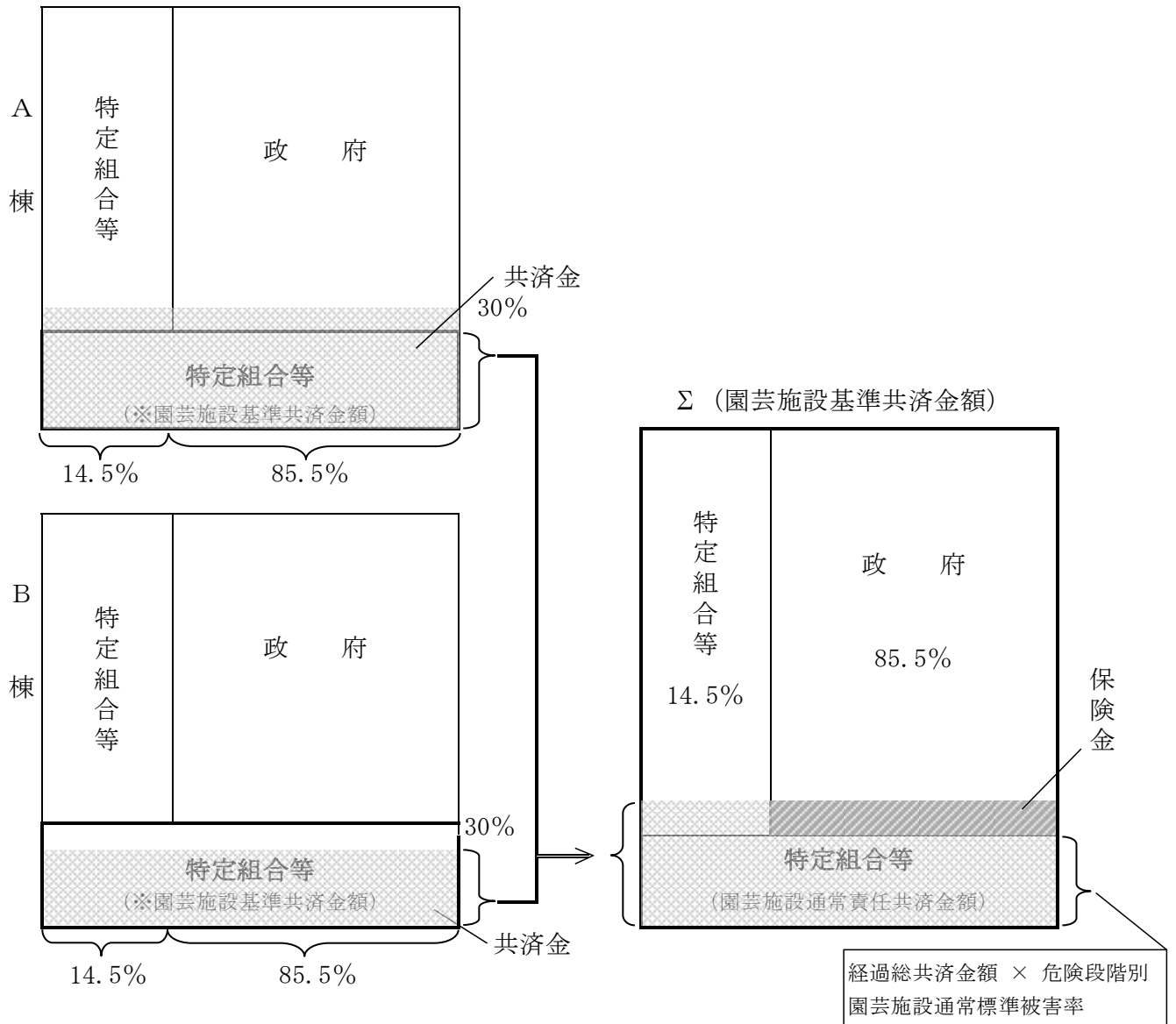
$$= (\text{共済金（その金額が園芸施設基準共済金額を超える場合は、園芸施設基準共済金額）} - \text{園芸施設通常責任共済金額}) \times 85.5\%$$

責任分担図（２段階制）

< 1 棟ごとの超過損害歩合保険方式 >



< 年間超過損害歩合保険方式 >



※園芸施設基準共済金額 = 共済金額 × 3 割

15. 共済掛金国庫負担金の処理（法 17）

共済掛金国庫負担金は都道府県連合会又は特定組合等に交付するが、その交付は、当該都道府県連合会の組合員たる組合等又は特定組合等が引き受けした月別に共済掛金国庫負担金を合計して得た金額（以下「月別の国庫負担金」という。）と、月別の政府再保険料（２段階制の場合は政府保険料）を基礎として、次のように行われる。

(1) 都道府県連合会交付金（又は特定組合等交付金）

月別の国庫負担金が月別の政府再保険料を超える場合には、超える部分の金額を当該都道府県連合会（又は特定組合等）に交付する。

(2) 食料安定供給特別会計への再保険料の納入

月別の政府再保険料が月別の国庫負担金を超える場合には、超える部分の金額を食料安定供給特別会計へ再保険料として納入する。

16. 農業経営収入保険と園芸施設共済との間の移行等

(1) 園芸施設共済から農業経営収入保険への移行

ア 共済関係の一部解除

特定園芸施設と併せて施設内農作物を共済目的とする共済関係の存する組合員等が、その共済責任期間の途中に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、組合等に申し出るものとし、組合等は、当該保険期間の開始の日の前日付けで共済関係のうち施設内農作物に係る部分を解除する。

イ 共済掛金の払戻し

組合等はアによる共済関係の一部解除を行う場合は、当該組合員等に対し、施設内農作物に係る未経過分の共済掛金相当額のうち共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻す。

ウ 事務費賦課金の払戻し

組合等はアによる共済関係の一部解除を行う場合は、当該組合員等に対し、当該組合員等が支払った事務費賦課金のうち施設内農作物に係る部分の金額を日割りで計算した金額又は全額を払い戻す。

(2) 農業経営収入保険から園芸施設共済への移行

ア 共済関係の解除及び成立

農業経営収入保険の保険関係及び園芸施設共済の共済関係が存する組合員等が、当該保険関係の保険期間終了後、施設内農作物を共済目的としようとする場合は、組合等に申し出るものとし、組合等は、当該現に存する共済関係を保険期間終了の日と同日付けで解除し、その翌日から共済責任期間の開始する特定園芸施設及び施設内農作物を共済目的とする共済関係を成立させる。

イ 共済掛金の払戻し

組合等はアによる共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻す。

ウ 事務費賦課金の払戻し

組合等はアによる共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、当該組合員等が支

払った未経過分の事務費賦課金を日割りで計算した金額を払い戻す。

17. 共済責任期間中における特定園芸施設の増改築等に伴う異動

(1) 共済関係の解除及び成立

ア 組合等は、組合員等から特定園芸施設の増改築等に伴う異動通知があり、当該増改築等後の価額に基づく補償を受けたい旨の申出があった場合は、当該増改築等後の共済価額を算定するものとする。

イ アによりに算定した当該増改築等後の共済価額が、当初の価額と異なる場合、組合等はアの申出を承諾し、当該増改築等後の価額に基づく共済掛金を当該組合員等に払い込ませるとともに、当該払込みのあった日をもって従前の共済関係を解除するものとする。

ウ イによる共済掛金の払込みがあった日の翌日から新たな共済関係を成立させるとともに共済責任期間を開始させるものとする。

(2) 共済掛金の払戻し

組合等は(1)の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

(3) 事務費賦課金の払戻し

組合等は(1)の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、当該組合員等が支払った未経過分の事務費賦課金を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

別表 1 特定園芸施設及び附帯施設の時価現存率

特定園芸施設 の区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス						附帯 施設
	I 類 (木造)	II 類 (鉄骨)	I 類 (木竹)	II 類 (パイプ)	III 類 (鉄骨下)	IV 類甲 (鉄骨中・軟) IV 類乙 (鉄骨中・硬)	V 類 (鉄骨上)	VII 類 (多目的 ネットハウス)	
1 年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1 年以上 2 年未満	90	96	90	95	96	96	96	96	93
2 " 3 "	80	92	80	90	92	92	92	92	86
3 " 4 "	70	88	70	85	88	88	88	88	79
4 " 5 "	60	84	60	80	84	84	84	84	72
5 " 6 "	50	80	50	75	80	80	80	80	65
6 " 7 "	以下同じ	76	以下同じ	70	76	76	76	76	58
7 " 8 "		72		65	72	72	72	72	50
8 " 9 "		68		60	68	68	68	68	以下同じ
9 " 10 "		65		55	65	65	65	65	
10 " 11 "		62		50	62	62	62	62	
11 " 12 "		59		以下同じ	59	59	59	59	
12 " 13 "		56			56	56	56	56	
13 " 14 "		53			53	53	53	53	
14 " 15 "		50			50	50	50	50	
15 年以上		以下同じ			以下同じ	以下同じ	以下同じ	以下同じ	

(注) プラスチックハウスVI類の特定園芸施設の時価現存率は、プラスチックハウス I 類～V 類の施設区分のうち当該特定園芸施設の骨格の主要部分に類するものの時価現存率を適用する。

別表2 被覆材の被覆経過割合

被覆材の種類 被覆経過年数	軟質フィルム			硬質フィルム						合成樹脂板		寒冷紗	ネット		不織布	木又は竹製の被覆材
	一般軟質フィルム	耐久性軟質フィルム		一般軟質フィルム	耐久性硬質フィルム					一般合成樹脂板	耐久性合成樹脂板		遮光・遮熱ネット及び一般多目的ネット	耐久性多目的ネット		
		ア	イ		ア	イ	ウ	エ	オ							
1 年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1 年以上 2 年未満	50	71	87	71	79	87	93	94	95	79	84	71	71	84	50	71
2 " 3 "	25	50	76	50	63	76	87	88	89	63	71	50	50	71	25	50
3 " 4 "	以下同じ	35	66	35	50	66	81	83	85	50	60	35	35	60	以下同じ	35
4 " 5 "		25	57	25	40	57	76	78	80	40	50	25	25	50		25
5 " 6 "		以下同じ	50	以下同じ	31	50	71	73	76	31	42	以下同じ	以下同じ	42		以下同じ
6 " 7 "			43		25	43	66	69	72	25	35			35		
7 " 8 "			38		以下同じ	38	62	64	68	以下同じ	30			30		
8 " 9 "			33			33	57	60	64		25			25		
9 " 10 "			29			29	54	57	61		以下同じ			以下同じ		
10 " 11 "			25			25	50	53	57							
11 " 12 "			以下同じ			以下同じ	47	50	54							
12 " 13 "							44	47	51							
13 " 14 "							41	44	49							
14 " 15 "							38	41	46							
15 " 16 "							35	39	43							
16 " 17 "							33	37	41							
17 " 18 "							31	34	39							
18 " 19 "							29	32	37							
19 " 20 "							27	30	35							
20 " 21 "							25	28	33							
21 " 22 "							以下同じ	27	31							
22 " 23 "								25	29							
23 " 24 "								以下同じ	28							
24 " 25 "									26							
25 年以上									25							

- (注) 1. 一般軟質フィルム…農業用ポリ塩化ビニールフィルム（耐久性農業用ポリ塩化ビニールフィルムを除く。）、農業用ポリエチレンフィルム（農ポリ）、農業用エチレン酢酸ビニールフィルム（農サクビ）及び農業用ポリオレフィン系特殊フィルム（農POフィルム）（耐久型のものであって、かつ、厚さ 0.13 mm以上であるものを除く。）
2. 耐久性軟質フィルム…軟質フィルムのうち一般軟質フィルム以外のもの
ア…イ以外のもの
イ…塗布型高耐久性の農業用ポリオフィン系特殊フィルムであって、かつ、厚さ 0.15 mm以上であるもの
3. 一般硬質フィルム…農業用ポリエステルフィルム
4. 耐久性硬質フィルム…硬質フィルムのうち一般硬質フィルム以外のもの
ア…イ～オ以外のもの
イ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.05 mm以上 0.06 mm未満であるものに限る。）及び塗布型耐久性の農業用ポリエステル系特殊フィルム
ウ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.06 mm以上 0.08 mm未満であるものに限る。）
エ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.08 mm以上 0.1 mm未満であるものに限る。）
オ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ 0.1 mm以上であるものに限る。）
5. 一般合成樹脂板…農業用ガラス繊維強化樹脂板（FRP、FRA）
6. 耐久性合成樹脂板…合成樹脂板のうち一般合成樹脂板以外のもの
7. 多目的ネット…防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的とするネット
8. 遮光・遮熱ネット…ネットのうち多目的ネット以外のもの
9. 一般多目的ネット…ポリエチレンネット
10. 耐久性多目的ネット…多目的ネットのうち一般多目的ネット以外のもの

別表 3 施設内農作物価額算定率

再建築 価額の区分 (㎡当たり)	1	2	3
円	%	%	%
以上 未満			
300～ 400	30.0	109.2	130.7
400～ 500	28.0	101.9	122.1
500～ 600	26.4	96.0	115.3
600～ 1,100	22.9	83.2	100.4
1,100～ 1,400	19.8	71.9	87.3
1,400～ 1,700	18.1	65.6	79.9
1,700～ 2,000	16.7	60.4	73.9
2,000～ 2,500	15.1	54.6	67.2
2,500～ 3,000	13.5	48.7	60.4
3,000～ 4,000	11.6	41.7	52.1
4,000～ 5,000	9.6	34.3	43.5
5,000～ 6,000	8.0	28.4	36.7
6,000～ 7,000	6.9	24.9	31.1
7,000～ 8,000	6.0	21.6	26.9
8,000～ 9,000	5.3	19.1	23.8
9,000～ 10,000	4.7	17.1	21.3
10,000～ 11,000	4.3	15.4	19.2
11,000～ 12,000	3.9	14.1	17.6
12,000～ 13,000	3.6	13.0	16.2
13,000～ 14,000	3.3	12.0	15.0
14,000～ 15,000	3.1	11.2	13.9
15,000～ 16,000	2.9	10.5	13.0
16,000～ 17,000	2.7	9.8	12.2
17,000～ 18,000	2.6	9.3	11.5
18,000～ 19,000	2.4	8.8	10.9
19,000～ 20,000	2.3	8.3	10.4
20,000～ 21,000	2.2	7.9	9.9
21,000～ 22,000	2.1	7.5	9.4
22,000～ 23,000	2.0	7.2	9.0
23,000～ 24,000	1.9	6.9	8.6
24,000～ 25,000	1.8	6.6	8.2

再建築 価額の区分 (㎡当たり)	1	2	3
円	%	%	%
以上 未満			
25,000～ 26,000	1.8	6.4	7.9
26,000～ 27,000	1.7	6.1	7.6
27,000～ 28,000	1.6	5.9	7.3
28,000～ 29,000	1.6	5.7	7.1
29,000～ 30,000	1.5	5.5	6.8
30,000～ 31,000	1.5	5.3	6.6
31,000～ 32,000	1.4	5.2	6.4
32,000～ 33,000	1.4	5.0	6.2
33,000～ 34,000	1.3	4.8	6.0
34,000～ 35,000	1.3	4.7	5.8
35,000～ 36,000	1.2	4.6	5.7
36,000～ 37,000	1.2	4.4	5.5
37,000～ 38,000	1.2	4.3	5.3
38,000～ 39,000	1.2	4.2	5.2
39,000～ 40,000	1.1	4.1	5.1
40,000～ 41,000	1.1	4.0	5.0
41,000～ 42,000	1.1	3.9	4.8
42,000～ 43,000	1.0	3.8	4.7
43,000～ 44,000	1.0	3.7	4.6
44,000～ 45,000	1.0	3.6	4.5
45,000～ 46,000	1.0	3.6	4.4
46,000～ 47,000	1.0	3.5	4.3
47,000～ 48,000	0.9	3.4	4.2
48,000～ 49,000	0.9	3.3	4.1
49,000～ 50,000	0.9	3.3	4.1
50,000～ 51,000	0.9	3.2	4.0
51,000～ 52,000	0.9	3.2	3.9
52,000～ 53,000	0.8	3.1	3.8
53,000～ 54,000	0.8	3.0	3.7
54,000～ 55,000	0.8	3.0	3.7

- (注) 1. 作物区分1は、葉菜類に属する作物及びこれと同程度の生産費を要する作物
 2. 作物区分2は、果菜類に属する作物及びこれと同程度の生産費を要する作物
 3. 作物区分3は、花き類に属する作物及びこれと同程度の生産費を要する作物

(参考)

危険段階別共済掛金率の設定・適用について

1 危険段階別共済掛金率の設定（3年ごと）

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、次のとおり設定する。

(1) 組合員等ごとの平均損害率の整理

組合員等ごとの各年の損害率（＝共済金/標準共済掛金）を整理し、直近20年間の平均損害率を計算する。

※標準共済掛金

＝ 共済金額（年度内に経過した共済責任期間に対応する部分の金額の合計）
× 告示料率

※加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とする。

(2) 危険段階区分の設定

a 危険段階の区分数は、基準となる危険段階区分「0」を中心に上下20区分ずつの合計41区分とする。

b 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、危険段階区分「0」の平均損害率を「97.5～102.5%」と置き、5%の幅を基本として、等間隔に設定する。

※平均的な損害率（100%）のおおむね2倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とする。

c 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、平均損害率が当該範囲に該当する組合員等を、当該危険段階区分に属するものとして整理する。

※新規加入者については、危険段階区分「0」に属するものとする。

d 各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とする。

※最高位の危険段階区分については、当該区分に属する組合員等の平均損害率を当該組合員等ごとの見込共済金額で加重平均して得た率を代表値とする（当該区分に属する組合員等がない場合は、200%を代表値とする。）。

(3) 危険指数の設定

a 各危険段階区分の危険指数を次のとおり設定する。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

b 危険指数を次のとおり圧縮する。

(a) 共済掛金標準率に対する最低位の危険段階区分の基準共済掛金率の割合を、5割を超えない範囲内において決定する。

(b) 最高位の危険段階区分の危険指数（Kmax と呼称する。）を圧縮する倍率を次式により算出する。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

r : (a) で定めた割合

m : 各危険段階区分の見込共済金額の合計金額により加重平均した危険指数の平均値

c 算出した倍率まで Kmax を圧縮し、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮する。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後の } K_{\max}) - 1}{(\text{圧縮前の } K_{\max}) - 1} + 1$$

(4) 危険段階別共済掛金率の決定

a 次式により、危険段階区分ごとに基準共済掛金率を算定する。

$$\text{各危険段階区分の基準共済掛金率} = \text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}}$$

b 各危険段階区分の基準共済掛金率を下回らない範囲内において、危険段階区分ごとに共済掛金率を決定する。

危険段階別共済掛金率の表（例）

危険段階区分	損害率 (%)		危険指数		危険段階別基準共済掛金率 (%)	危険段階別共済掛金率 (%)
	平均損害率 (*) の範囲	代表値	圧縮前			
20	197.5 ≤	295	236	3.97	7.95	7.95
19	192.5 ≤ * < 197.5	195	156	2.96	5.92	5.92
18	187.5 ≤ * < 192.5	190	152	2.91	5.82	5.82
3	112.5 ≤ * < 117.5	115	92	2.15	4.30	4.30
2	107.5 ≤ * < 112.5	110	88	2.10	4.20	4.20
1	102.5 ≤ * < 107.5	105	84	2.05	4.10	4.10
0	97.5 ≤ * < 102.5	100	80	2.00	4.00	4.00
-1	92.5 ≤ * < 97.5	95	76	1.95	3.90	3.90
-2	87.5 ≤ * < 92.5	90	72	1.90	3.80	3.80
-3	82.5 ≤ * < 87.5	85	68	1.85	3.70	3.70
-18	7.5 ≤ * < 12.5	10	8	1.09	2.18	2.18
-19	2.5 ≤ * < 7.5	5	4	1.04	2.08	2.08
-20	0 ≤ * < 2.5	1.25	1	1.00	2.00	2.00
				平均値		
				80	2.00	

2 共済関係に適用する共済掛金率の判定（毎年）

共済関係ごとに適用する危険段階区分は、組合員等の直近 20 年間の損害率により、次のとおり判定する。

(1) 組合員等ごとの加重平均損害率の計算

a 組合員等ごとの各年の損害率を 1 の (1) と同様に整理する。

b a の損害率について、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算する。

(a) 各年の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じる。

【ウェイト】

20 年前	19 年前	18 年前	12 年前	11 年前	10 年前	9 年前	8 年前	2 年前	直近年
5	10	15	45	50	55	60	65	95	100

(b) (a) の 20 年間の合計を、ウェイトの合計である 1050 で除す。

(2) 危険段階区分の判定及び共済掛金率の適用

毎年、組合員等ごとの加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の共済掛金区分等について対応する共済掛金率を、その年の共済関係に適用する。

※共済金の受取がなければ、危険段階区分は基本 1 段階ずつ下がる。

(参考)

共済価額・共済掛金・共済金等の事例

1. ガラス室Ⅱ類に加入の事例

〔 特定園芸施設：ガラス室Ⅱ類 20－7 型（鉄骨屋根型、間口 10m、奥行 50m の 2 連棟）
面積：1,000 m² 設置後の経過年数：14 年以上 共済責任期間：1 か年
付保割合：8 割を選択 小損害不填補の金額：3 万円を選択 〕

(1) 特定園芸施設のみを加入している場合

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	11,375,000 円	$= 22,750 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 50\% \text{ (14 年以上の時価現存率)}$
共 済 金 額	9,100,000	$= 11,375,000 \text{ 円} \times 0.8$
共 済 掛 金	18,382 円	$= 9,100,000 \text{ 円} \times 0.202\%$
国 庫 負 担	9,191 円	$= 18,382 \text{ 円} \times 1 / 2 \text{ (国庫負担割合)}$
農 家 負 担	9,191 円	$= 18,382 \text{ 円} - 9,191 \text{ 円}$
災害時に支払われる共済金		
全 損	9,100,000 円	$= \text{共済金額}$
50％被害	4,550,000 円	$= 11,375,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$

(注) 端数処理（他の事例においても同様。）：円未満切捨て

(2) 特定園芸施設と施設内農作物（一般方式）の両方加入している場合

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	13,013,000 円	$=①+②$ ①特定園芸施設：11,375,000 円（※(1)と同様） ②施設内農作物（果菜を栽培）：1,638,000 円 $=22,750,000$ 円（特定園芸施設の再建築価額 22,750 円 $\times 1,000 \text{ m}^2$ ） $\times 7.2\%$ （特定園芸施設の m^2 当たり再建築価額 22,000～23,000 円の施設内農作物（果菜類）の価額算定 率）
共 済 金 額	10,410,400 円	$=①+②$ ①9,100,000 円（※(1)と同様） ②1,310,400 円 $= 1,638,000 \text{ 円} \times 0.8$
共 済 掛 金	35,050 円	$=①+②$ ①18,382 円（※(1)と同様） ②16,668 円 $= 1,310,400 \text{ 円} \times 1.272\%$
国 庫 負 担	17,525 円	$= 35,050 \text{ 円} \times 1 / 2$
農 家 負 担	17,525 円	$= 35,050 \text{ 円} - 17,525 \text{ 円}$
災害時に支払われる共済金		〈生育期（生育期間 40 日）で活着後 20 日目に被害発生の場合〉
全 損	9,951,760 円	$=①+②$ （※特定園芸施設、施設内農作物ともに全損した場合） ①特定園芸施設：9,100,000 円（※(1)と同様） ②施設内農作物： 851,760 円 $= 1,638,000 \text{ 円} \times (30\% + 70\% \times 20 \text{（生育経過日数）} / 40$ $\text{（標準生育日数）}) \times 100\% \times 100\% \text{（栽培割合）} \times 100\%$ $\text{（調整割合）} \times 0.8$
50％被害	4,975,880 円	$=①+②$ ①4,550,000 円（※(1)と同様） ② 425,880 円 $= 1,638,000 \text{ 円} \times (30\% + 70\% \times 20 \text{（生育経過日数）} / 40$ $\text{（標準生育日数）}) \times 50\% \times 100\% \text{（栽培割合）} \times 100\%$ $\text{（調整割合）} \times 0.8$

2. プラスチックハウスⅡ類に加入の事例（集団加入による掛金割引を適用※¹）

特定園芸施設：プラスチックハウスⅡ類 40-2 型（パイプハウス、間口 5 m、奥行 50m の 4 連棟）面積：1,000 m² 設置後の経過年数：6 年以上 7 年未満 被覆材：一般農ビ 0.15 mm 厚
 被覆経過年数：1 年未満 共済責任期間：1 か年（6 か月間被覆、6 か月間未被覆）
 付保割合：8 割を選択 小損害不填補の金額：20 万円

(1) 特定園芸施設のみを加入している場合

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	4,339,320 円	$= ① + ②$ ①被覆材以外の特定園芸施設の価額：4,011,000 円 $= 5,730 \text{ 円 (m}^2\text{ 当たり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 70\% \text{ (6 年以}$ 上 7 年未満の時価現存率) ②被覆材の価額：328,320 円 $= 288 \text{ 円 (被覆材 (一般農ビ 0.15 mm) の m}^2\text{ 当たり再取得価}$ $\text{額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 1.14 \text{ (プラスチックハウスⅡ類 40-2 型 4}$ $\text{連棟の被覆面積算定係数)} \times 100\% \text{ (被覆材 (一般農ビ)}$ $\text{の被覆経過年数 1 年未満の被覆経過割合)}$
共 済 金 額	3,471,456 円	$= 4,339,320 \text{ 円} \times 0.8$
共 済 掛 金	8,730 円	$= 3,471,456 \text{ 円} \times 0.488\% \text{ (0.605\%} \times 95\%^{※1} \times 85\%^{※2}) \times 6/12$ $\text{か月 (被覆期間割合)} + 3,471,456 \text{ 円} \times 0.015\% \text{ (0.019\%} \times 95\%$ $\text{\%} \times 85\%) \times 6/12 \text{ か月 (未被覆期間割合)}$
国 庫 負 担	4,365 円	$= 8,730 \text{ 円} \times 1/2$
農 家 負 担	4,365 円	$= 8,730 \text{ 円} - 4,365 \text{ 円}$
災害時に支払われる共済金		〈共済責任期間開始後 50 日目に被害発生の場合〉
全 損	3,471,456 円	$= \text{共済金額}$
50\% 被害	1,735,728 円	$= ① + ②$ ①被覆材以外の特定園芸施設：1,604,400 円 $= 4,011,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$ ②被覆材：131,328 円 $= 328,320 \text{ 円} \times 50\% \times (100\% - 0\% \text{ (自然消耗割合)}) \times$ 0.8

※1 園芸施設共済への加入申込を集団で一斉に行い、集団の構成員の加入割合が増加し、当該加入割合が 8 割を超えている場合に 5 %割引が適用される。

※2 40-2 型は 31.8 mm 以上の径のパイプにより造られている施設として、15%割引が適用される。

(2) 特定園芸施設と施設内農作物（一般方式）の両方加入している場合

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	6,223,457 円	$= ① + ②$ ①特定園芸施設：4,339,320 円（※(1)と同様） ②施設内農作物（花きを栽培）：1,884,137 円 $= 6,058,320$ 円（被覆材以外の特定園芸施設の再建築価額 $5,730$ 円 $\times 1,000$ m^2 + 被覆材の再取得価額 288 円 $\times 1,000$ m^2 $\times$ 1.14 ） $\times 31.1\%$ （特定園芸施設の m^2 当たり再建築価額 $6,000$ 円～ $7,000$ 円の施設内農作物（花き類）の価額算定率）
共 済 金 額	4,978,765 円	$= ① + ②$ ①3,471,456 円（※(1)と同様） ②1,507,309 円 $= 1,884,137$ 円 $\times 0.8$
共 済 掛 金	17,148 円	$= ① + ②$ ①8,730 円（※(1)と同様） ②8,418 円 $= 1,507,309$ 円 $\times 1.117\%$ （ $1.176\% \times 95\%$ ） $\times 6/12$ か月（被覆期間割合）
国 庫 負 担	8,574 円	$= 17,148$ 円 $\times 1/2$
農 家 負 担	8,574 円	$= 17,148$ 円 $- 8,574$ 円
災害時に支払われる共済金		〈生育期（生育期間 40 日）で活着後 20 日目（共済責任期間開始後 50 日目）に被害発生の場合〉
全 損	4,451,207 円	$= ① + ②$ （※特定園芸施設、施設内農作物ともに全損した場合） ①特定園芸施設：3,471,456 円（※(1)と同様） ②施設内農作物： 979,751 円 $= 1,884,137$ 円 $\times (30\% + 70\% \times 20$ （生育経過日数） $\div 40$ （標準生育日数）） $\times 100\% \times 100\%$ （栽培割合） $\times 100\%$ （調 整割合） $\times 0.8$
50% 被 害	2,225,603 円	$= ① + ②$ ①1,735,728 円（※(1)と同様） ② 489,875 円 $= 1,884,137$ 円 $\times (30\% + 70\% \times 20$ （生育経過日数） $\div 40$ （標準生育日数）） $\times 50\% \times 100\%$ （栽培割合） $\times 100\%$ （調 整割合） $\times 0.8$

3. 撤去費用を補償対象とした場合の事例

特定園芸施設：ガラス室Ⅱ類 20－7 型（鉄骨屋根型、間口 10m、奥行 50m の 2 連棟）
 面積：1,000 m² 設置後の経過年数：14 年以上 共済責任期間：1 か年
 付保割合：8 割を選択 小損害不填補の金額：3 万円

(1) ガラス室Ⅱ類に加入の事例（特定園芸施設のみ加入している場合）

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	12,575,000 円	$= ① + ②$ ① 特定園芸施設：11,375,000 円 $= 22,750 \text{ 円 (m}^2\text{ 当たり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 50\%$ （14 年以上の時価現有率） ② 撤 去 費 用：1,200,000 円 $= 1,200 \text{ 円 (ガラス室の m}^2\text{ 当たり撤去費用)} \times 1,000 \text{ m}^2$
共 済 金 額	10,060,000 円	$= ① + ②$ ① 9,100,000 円 $= 11,375,000 \text{ 円} \times 0.8$ ② 960,000 円 $= 1,200,000 \text{ 円} \times 0.8$
共 済 掛 金	18,833 円	$= ① + ②$ ① 18,382 円 $= 9,100,000 \text{ 円} \times 0.202\%$ ② 451 円 $= 960,000 \text{ 円} \times 0.047\%$
国 庫 負 担	9,416 円	$= 18,833 \text{ 円} \times 1 / 2$
農 家 負 担	9,417 円	$= 18,833 \text{ 円} - 9,416 \text{ 円}$
災害時に支払われる共済金		
全 損	10,060,000 円	$= ① + ②$ ① 特定園芸施設：9,100,000 円（＝①共済金額） ② 撤 去 費 用：960,000 円（＝②共済金額） ※請求書の金額*が 1,200,000 円（②共済価額）を超える場合
50％ 被 害	5,030,000 円	$= ① + ②$ ① 4,550,000 円 $= 11,375,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$ ② 480,000 円 $= 1,200,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$ ※請求書の金額*が 600,000 円（②共済価額×50%）を超える場合
20％ 被 害	1,820,000 円	$= ① + ②$ ① 1,820,000 円 $= 11,375,000 \text{ 円} \times 20\% \times 0.8$ ② 発生しない ※損害割合*が 35% 以下及び請求書の金額*が 100 万円以下の場合

※ 被覆材を除く。

〔特定園芸施設：プラスチックハウスⅢ類 50-1 型（鉄骨パイプハウス、間口 5 m、奥行 50m の 4 連棟）面積：1,000 m² 設置後の経過年数：5 年以上 6 年未満 被覆材：一般農ビ 0.15 mm 被覆経過年数：1 年未満 共済責任期間：1 か年（全期間被覆） 付保割合：8 割を選択 小損害不填補の金額：3 万円〕

(2) プラスチックハウスⅢ類に加入の事例（特定園芸施設のみを加入している場合）

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	6,983,680 円	$= ① + ②$ ① 特定園芸施設：6,103,680 円 $= a + b$ a 被覆材以外の特定園芸施設の価額：5,640,000 円 $= 7,050 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 80\% \text{ (5年以上6年未満の時価現存率)}$ b 被覆材の価額：463,680 円 $= 288 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再取得価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 1.61 \text{ (プラスチックハウスⅢ類 50-1 型 4 連棟の被覆面積算定係数)} \times 100\% \text{ (被覆材(一般農ビ)の被覆経過年数 1 年未満の被覆経過割合)}$ ② 撤去費用：880,000 円 $= 880 \text{ 円 (鉄骨ハウスの m}^2\text{あたり撤去費用)} \times 1,000 \text{ m}^2$
共 済 金 額	5,586,944 円	$= ① + ②$ ① 4,882,944 円 $= 6,103,680 \text{ 円} \times 0.8$ ② 704,000 円 $= 880,000 \text{ 円} \times 0.8$
共 済 掛 金	46,804 円	$= ① + ②$ ① 46,192 円 $= 4,882,944 \text{ 円} \times 0.946\% \times 12/12 \text{ か月 (被覆期間割合)}$ ② 612 円 $= 704,000 \text{ 円} \times 0.087\% \times 12/12 \text{ か月 (被覆期間割合)}$
国 庫 負 担	23,402 円	$= 46,804 \text{ 円} \times 1 / 2$
農 家 負 担	23,402 円	$= 46,804 \text{ 円} - 23,402 \text{ 円}$
災害時に支払われる共済金		〈共済責任期間開始後 50 日目に被害が発生した場合〉
全 損	5,586,944 円	$= ① + ②$ ① 特定園芸施設：4,882,944 円（＝①共済金額） ② 撤去費用：704,000 円（＝②共済金額） ※請求書の金額※が 880,000 円（②共済価額）を超える場合
51% 被害	2,849,341 円	$= ① + ②$ ① 2,490,301 円 $= a + b$ a 被覆材以外の特定園芸施設：2,301,120 円 $= 5,640,000 \text{ 円} \times 51\% \times 0.8$ b 被覆材：189,181 円 $= 463,680 \text{ 円} \times 51\% \times (100\% - 0\% \text{ (自然消耗割合)}) \times 0.8$ ② 359,040 円 $= 880,000 \text{ 円} \times 51\% \times 0.8$ ※請求書の金額※が 448,800 円（②共済価額 $\times 51\%$ ）を超える場合
40% 被害	1,953,177 円	$= ① + ②$ ① 1,953,177 円 $= a + b$ a 被覆材以外の特定園芸施設：1,804,800 円 $= 5,640,000 \text{ 円} \times 40\% \times 0.8$ b 被覆材：148,377 円 $= 463,680 \text{ 円} \times 40\% \times (100\% - 0\% \text{ (自然消耗割合)}) \times 0.8$ ② 発生しない ※損害割合※が 50% 以下及び請求書の金額※が 100 万円以下の場合

※ 被覆材を除く。

4. 復旧費用を補償対象とした場合の事例

〔特定園芸施設：ガラス室Ⅱ類 20－7 型（鉄骨屋根型、間口 10m、奥行 50m の 2 連棟）
面積：1,000 m² 設置後の経過年数：14 年以上 共済責任期間：1 か年
付保割合：8 割を選択 小損害不填補の金額：3 万円〕

(1) ガラス室Ⅱ類に加入の事例（特定園芸施設のみ加入している場合）

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	22,750,000 円	$= ① + ②$ ①特定園芸施設：11,375,000 円 $= 22,750 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 50\%$ （14 年以上の時価現存率） ②復 旧 費 用：11,375,000 円 $= 22,750 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times (100\% - 50\%$ （14 年以上の時価現存率））
共 済 金 額	18,200,000 円	$= ① + ②$ ①9,100,000 円 $= 11,375,000 \text{ 円} \times 0.8$ ②9,100,000 円 $= 11,375,000 \text{ 円} \times 0.8$
共 済 掛 金	30,849 円	$= ① + ②$ ①18,382 円 $= 9,100,000 \text{ 円} \times 0.202\%$ ②12,467 円 $= 9,100,000 \text{ 円} \times 0.137\%$
国 庫 負 担	9,191 円	$= ①18,382 \text{ 円} \times 1 / 2$
農 家 負 担	21,658 円	$= 30,849 \text{ 円} - 9,191 \text{ 円}$
災害時に支払われる共済金		
全 損	18,200,000 円	$= ① + ②$ ①特定園芸施設：9,100,000（＝①共済金額） ②復 旧 費 用：9,100,000（＝②共済金額） ※請求書の金額※から①に係る被害額※を差し引いた金額が 11,375,000 円（②共済価額）を超える場合
50％被害	9,100,000 円	$= ① + ②$ ①4,550,000 円 $= 11,375,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$ ②4,550,000 円 $= 11,375,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$ ※請求書の金額※から①に係る被害額※を差し引いた金額が 5,687,500 円（②共済価額×50%）を超える場合

※ 被覆材に係る費用を除く。

〔 特定園芸施設：プラスチックハウスⅡ類 40-1 型（パイプハウス、間口 5 m、奥行 50m の 4 連棟）面積：1,000 m² 設置後の経過年数：6 年以上 7 年未満 被覆材：一般農ビ 0.15 mm 厚
被覆経過年数：1 年未満 共済責任期間：1 か年（全期間被覆） 付保割合：8 割を選択
小損害不填補の金額：3 万円 〕

(2) プラスチックハウスⅡ類に加入の事例（特定園芸施設のみ加入している場合）

区 分	金 額	備 考
共 済 価 額	4,125,200 円	$= ① + ②$ ① 特定園芸施設：3,030,200 円 $= a + b$ a 被覆材以外の特定園芸施設の価額：2,555,000 円 $= 3,650 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 70\% \text{ (6 年以上 7 年未満の時価現存率)}$ b 被覆材の価額：475,200 円 $= 288 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再取得価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times 1.65 \text{ (プラスチックハウスⅡ類 40-1 型 4 連棟の被覆面積算定係数)} \times 100\% \text{ (被覆材(一般農ビ)の被覆経過年数 1 年未満の被覆経過割合)}$ ② 復旧費用：1,095,000 円 $= 3,650 \text{ 円 (m}^2\text{あたり再建築価額)} \times 1,000 \text{ m}^2 \times (100\% - 70\% \text{ (6 年以上 7 年未満の時価現存率)})$
共 済 金 額	3,300,160 円	$= ① + ②$ ① 2,424,160 円 $= 3,030,200 \text{ 円} \times 0.8$ ② 876,000 円 $= 1,095,000 \text{ 円} \times 0.8$
共 済 掛 金	52,124 円	$= ① + ②$ ① 44,556 円 $= 2,424,160 \text{ 円} \times 1.838\% \times 12/12 \text{ か月 (被覆期間割合)}$ ② 7,568 円 $= 876,000 \text{ 円} \times 0.864\% \times 12/12 \text{ か月 (被覆期間割合)}$
国 庫 負 担	22,278 円	$= ① 44,556 \text{ 円} \times 1 / 2$
農 家 負 担	29,846 円	$= 52,124 \text{ 円} - 22,278 \text{ 円}$
災害時に支払われる共済金		
全 損	3,300,160 円	$= ① + ②$ ① 特定園芸施設：2,424,160 円（＝①共済金額） ② 復 旧 費 用：876,000 円（＝②共済金額） ※請求書の金額※から①に係る被害額※を差し引いた金額が 1,095,000 円（②共済価額）を超える場合
50% 被害	1,650,000 円	$= ① + ②$ ① 特定園芸施設：1,212,080 円 $= a + b$ a 被覆材以外の特定園芸施設：1,022,000 円 $= 2,555,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$ b 被覆材：190,080 円 $= 475,200 \text{ 円} \times 50\% \times (100\% - 0\% \text{ (自然消耗割合)}) \times 0.8$ ② 復旧費用：438,000 円 $= 1,095,000 \text{ 円} \times 50\% \times 0.8$ ※請求書の金額※から①に係る被害額※を差し引いた金額が 547,500 円（共済価額×50%）を超える場合

※ 被覆材に係る費用を除く。